

今後の一部ユニット型施設の取扱い等について

1. 今後のユニット型施設に係る方針について

○ ユニット型施設の整備推進の方針は今後も堅持

(参考)「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、

- ・平成26年度の特養の入所定員中、ユニット型の比率を70%以上
- ・平成26年度の介護保険3施設の入所定員中、ユニット型の比率を50%以上を目標として設定。

○ 併せてユニット型施設の整備推進方策を強化

○ 同時に、一部ユニット型施設に係る規定については、混乱を生じることがないように整理・明確化

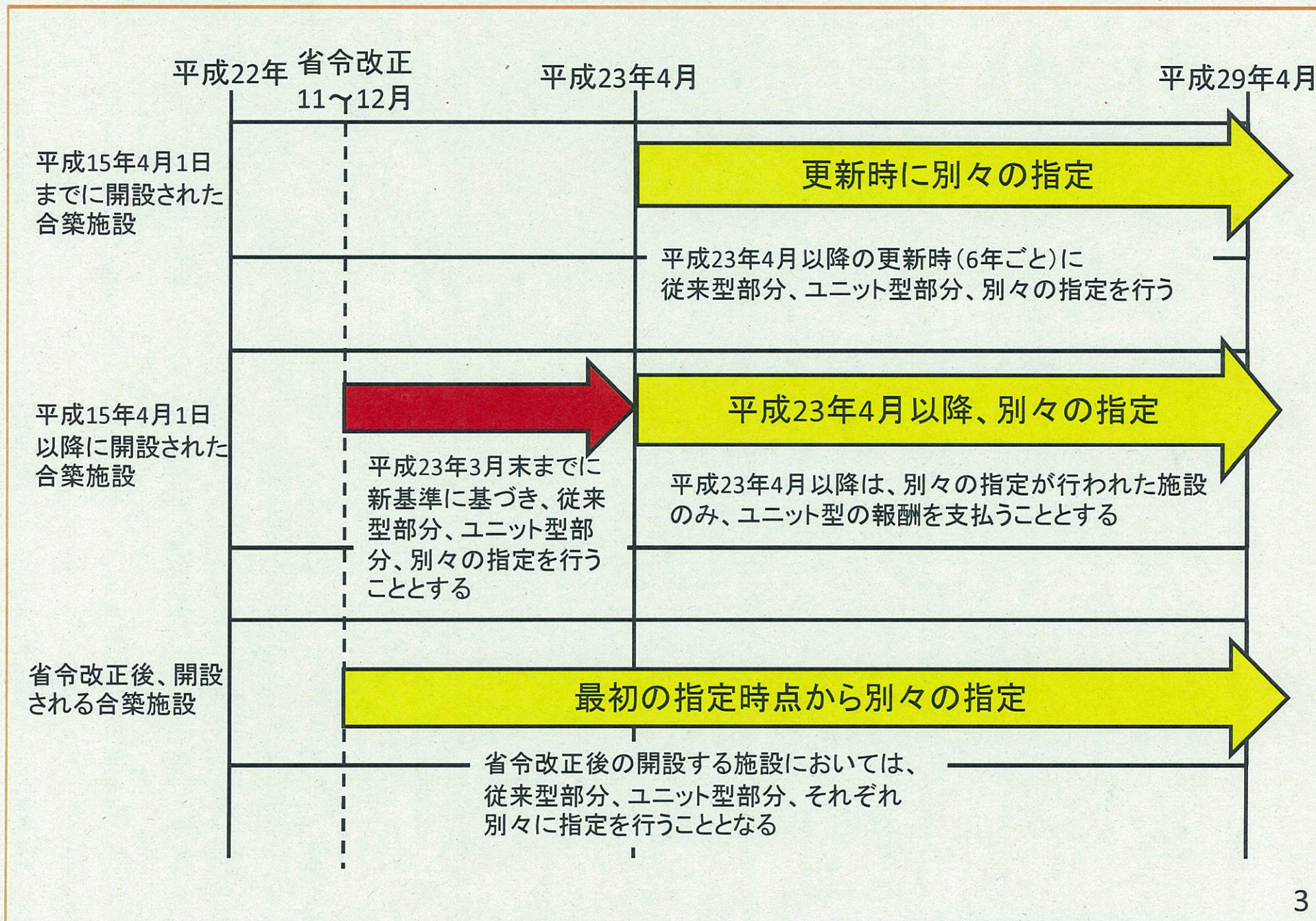
2. 規定の整理・明確化

ユニットケアは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位を一致させたケアを行うことを特徴としている。

よって、ユニットケアの考え方を踏まえ、従来型とユニット型の合築施設については、別施設として指定を行うこととする。

- 基準省令における一部ユニット型施設という類型を廃止する。
- これにより、今後従来型とユニット型の合築施設については、別施設として指定を行うこととし、入所者のケアは従来型・ユニット型それぞれの施設の介護職員により別々に行われることとなる。
- また、施設長、医師、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、栄養士、機能訓練指導員、調理員及び事務員については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者の処遇に支障がない場合、兼務を認めることとする。
- 施設の設備については、居室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービス提供に支障がないときは、従来型部分・ユニット型部分の併用を認めることとする。
- 以上の点について、全て省令で明記する。
- 介護老人保健施設等については、施設の機能と目的を踏まえた対応となるよう配慮する必要がある。

2. 経過措置について（イメージ図）



3. ユニット型施設の整備推進方策の強化

(1) 施設整備に係る助成について

- 施設整備に係る助成をユニット型個室に重点化する必要がある。

(参考) 平成23年度予算の概算要求において、既存の従来型特別養護老人ホーム等のユニット化改修に係る費用に対する支援強化を盛り込んでいるところ。

(2) ユニット型施設入居者に係る低所得者対策について

- 低所得者の居住費負担の軽減策について、補足給付の在り方は介護保険部会の議論を踏まえる必要があるが、低所得者のユニット型施設の利用対策については、公費負担であれ、保険給付であれ、公平性を踏まえながら来年度の介護給付費分科会で検討することが必要である。

(3) 介護老人保健施設等については、施設の機能と目的を踏まえた対応となるよう配慮する必要がある。

4. ユニット型施設の今後の検証

- 「3. ユニット型施設の整備推進方策の強化」の施策の進捗状況等を踏まえた上で、「2. 規定の整理・明確化」の整理に基づき、従来型とユニット型について、別々の指定を行うことによる施設整備の状況を改めて検証する。また、ユニット型施設の施設類型の一層の明確化、整備目標、人員配置、ユニットの定員数などを、介護給付費分科会において検討する必要がある。

5. 介護報酬の返還について

- 介護報酬については、解釈通知に基づき介護報酬を支払うことが適切である。

しかしながら、今回の一部ユニット型施設については、

- ① 解釈通知について、国と地方の意思疎通が不足したことにより、現場に混乱をもたらしてきた経緯がある
- ② 介護報酬は介護に要する費用の額を勘案して設定しているものであり、実態として個室ユニットケアが行われ、個室ユニットケアの介護報酬が支払われている場合がある

という事情を十分踏まえた対応を行う必要がある。

- したがって、一部ユニット型施設の介護報酬の返還については、まず、指定権者である都道府県等、保険者である市町村、施設において、個室ユニットケアが行われているかの確認を行うこととする。

- その上で、ユニット部分について個室ユニットケアがなされていることを前提に、地域の実情、利用者への影響などを含め、三者で相談することとし、その結果によっては、介護報酬の返還を求めないという判断も可能とする。